

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 森 林 未知代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 18 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 7 年 8 月 29 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三笠市岡山 |
| | 地 番 | 80番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 270.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三笠市岡山 80番地30 |
| | 家屋 番号 | 80番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.65平方メートル
2階 47.40平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の口にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 6月24日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 森 林 未知代

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Cが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 三笠市岡山 |
| | 地 番 | 8 0 番 3 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 0 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三笠市岡山 8 0 番地 3 0 |
| | 家屋 番号 | 8 0 番 3 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 0 . 6 5 平方メートル
2 階 4 7 . 4 0 平方メートル |



令和7年(ケ)第50002号
令和 7年 4月 3日受理
令和 7年 5月16日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三笠市岡山 |
| | 地 番 | 80番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 270.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三笠市岡山 80番地30 |
| | 家屋 番号 | 80番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.65平方メートル
2階 47.40平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }				
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件2関係）			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		□債務者 ■C	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■C(占有者))の陳述／■提示文書(建物賃貸借契約書)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和3年5月1日	
最初の契約等	契約日	令和3年4月13日	
	期間	令和3年5月1日から ■令和5年4月30日まで2年間 □期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ■自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和7年5月1日から ■令和9年4月30日まで2年間 □期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者（ ）	
	借主	■占有者 ☐ その他の者（ ）	
賃料・支払時期等		毎月金75,000円（毎月27日限り翌月分支払） ☐ 前払（ ）分 円） ☐ 相殺（ ）分 円）	
敷金・保証金		■ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		上記賃料は、敷地内の駐車料金（2台分）を含む。	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地関係（物件1）

- 1 本土地の境界標等は、2か所しか確認できなかった。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 本土地は、北東側で舗装市道に接している（土地建物位置関係図参照）。
- 3 本土地は、おおむね平坦地であり、各隣地とほぼ等高に接面している。（土地建物位置関係図参照）。
- 4 本土地の一部には、アスファルト舗装がなされている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。
- 5 正確な範囲は不明であるが、玄関前の前記舗装部分にロードヒーティングが施工されている。稼働の有無は不明である。

■建物関係（物件2）

- 1 本建物は、関係人によると令和3年ころにほぼ全体的にリフォーム（外壁、屋根、クロス、IHヒーターなど）がなされており、内外共に、目視の範囲では特に目立った損傷等は見られなかった。特記事項は、次のとおりである。
 - (1) 玄関ドアのガラス部分に、ひび割れが見られた（建物間取図及び写真⑦参照）。
 - (2) 調査日現在、居間上部の吹抜部分（約12.42平方メートル）が発泡スチロールのボードで塞がれていた（建物間取図及び写真②⑥参照）。
- 2 本建物の北側に、風除室（約5.58平方メートル）が設置されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。同風除室のガラスの一部に、ひび割れが見られた。
- 3 本建物の南西側に、ウッドデッキ（約6.48平方メートル）が設置されている（土地建物位置関係図及び写真⑧参照）。床板が折れているなど同デッキの損傷は著しい状況であった。
- 4 本建物南西側の基礎部分に設置されている通気口のカバーが存在しなかった。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (占有者)	1 本建物には家族で住んでいます。 2 契約書に記載はありませんが、本建物の賃貸借契約締結日は、令和3年4月13日です。契約書の写し等を提示します。 3 本建物は古いですが、令和3年ころにフルリフォームがなされているので住んでいて大きな不具合を感じることはありません。他に気になることと言えば、ウッドデッキがこの冬を越えて壊れたこと、建物の基礎部分にある通気口のカバーがない部分が存在すること、窓ガラスが何カ所か割れていることなどがあります。 4 ペットは飼っていません。 5 ロードヒーティングは、設置されていますが、私は、使用していないので、稼働するかどうかは分かりません。 6 冬場は暖房費節約のため、吹抜部分を発泡スチロールのボードで塞いでいます。夏場は撤去する予定です。
■ B (A破産管財人弁護士)	1 Cとの賃貸借契約の内容は、賃貸借契約書記載のとおりで間違いありません。 なお、賃料の支払い先は当方に変更になります。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月8日（火） 11：10－12：00	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、Cと面談、 賃貸借契約書の写し取得
7年4月9日（水） 16：20－16：30	当庁（電話）	Bから聴取
7年5月7日（水） ： ー：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）
7年5月8日（木） 9：40－10：45	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、C立会、Cと面談
年 月 日（ ） ： ー：		
年 月 日（ ） ： ー：		
年 月 日（ ） ： ー：		

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

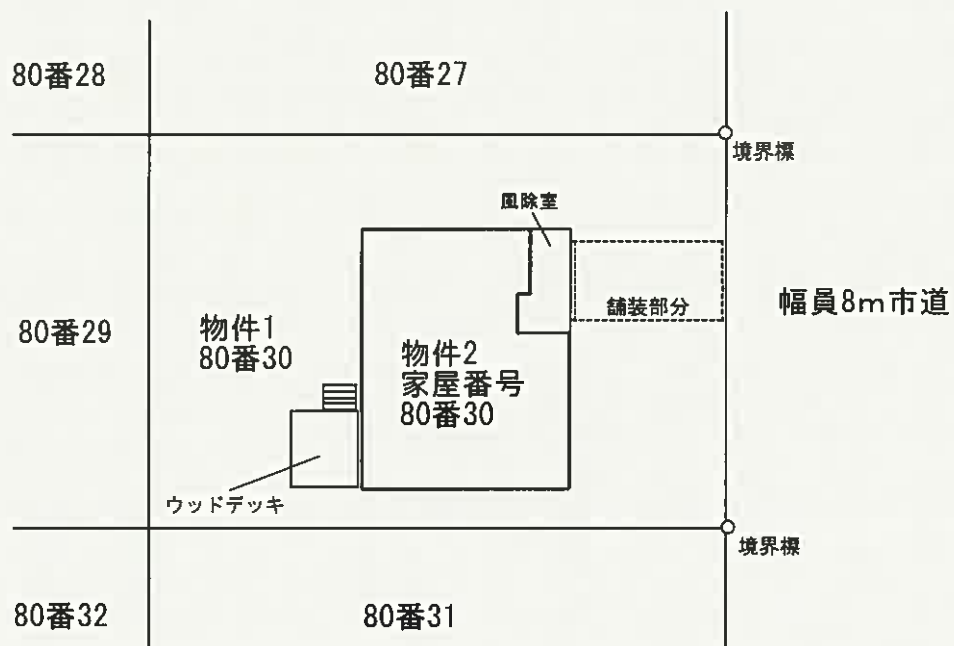
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

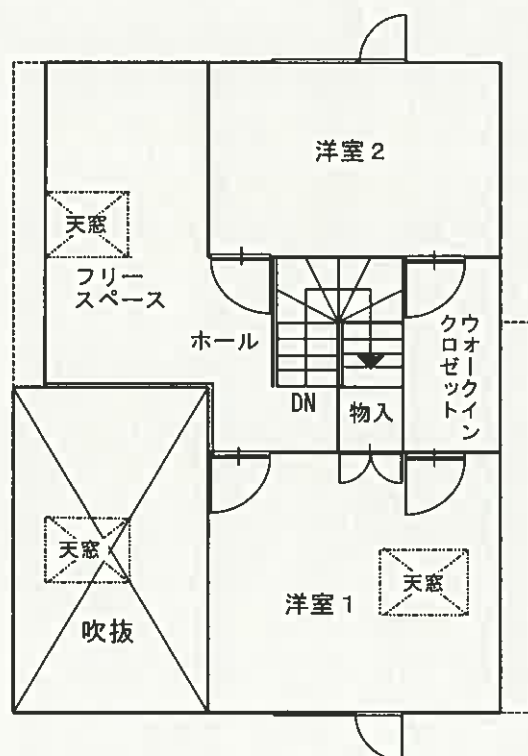
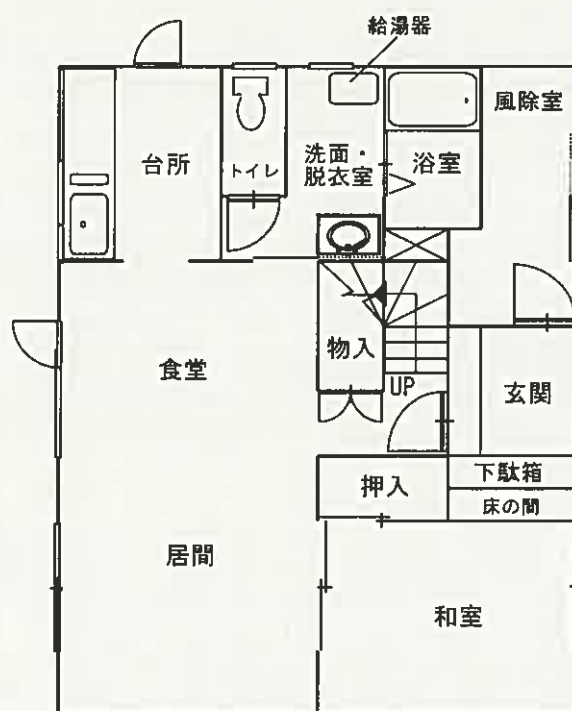
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



縮尺約 1 : 250

建物間取図



縮尺約 1 : 100

①本物件の外観



②居間・食堂



③台所



④浴室



⑤洋室2



⑥吹抜の状況



⑦玄関ドアの状況



⑧ウッドデッキの状況



令和7年（ケ）第50002号
令和7年5月8日 現地調査
令和7年5月15日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
筒井 大輔 印

第 1 評価額

一括価格	
金 3,900,000 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 590,000 円
物件 2 (建物)	金 3,310,000 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	三笠市岡山 80番30 宅 地 270.00㎡	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床面積	三笠市岡山80番地30 80番30 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 60.65㎡ 2階 47.40㎡ 延 108.05㎡	
番 号	特 記 事 項		

第 4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件 1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「岩見沢」駅の北東方・道路距離約 7 km、中央バス「岡山小学校」停留所の南方・道路距離約 3 5 0 m（別添「所在位置略図」参照）。	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。 岡山小学校まで道路距離約 3 0 0 m、萱野中学校まで約 1.3 km、イオンスーパーセンター三笠店まで約 2 km である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	非線引き都市計画区域 第 1 種中高層住居専用地域 6 0 % 2 0 0 % 指定なし 景観計画区域
画 地 条 件	北東側約 1 3.5 m が舗装市道に概ね等高に接面する奥行約 2 0 m、規模 2 7 0 m ² の長方形地。隣接地との高低差は、それぞれ概ね等高である。また地勢は、概ね平坦である。	
接面道路の状況	北東側 幅員約 8 m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）	
土地の利用状況等	物件 2 の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 あり	
特 記 事 項	1. 対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 2. 境界標は接面街路沿いの 2 カ所のみ確認できた。これら及び法務局備付図面を基に現地と照合した結果、対象土地の地積、範囲等は概ね法務局備付図面とおりと見られるが、正確な確定には専門家による調査を要する。 3. 北海道教育委員会「北の遺跡案内」によれば、対象土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないとのことである。	

特 記 事 項	4. 対象土地のうち、玄関前部分にアスファルト舗装部分があり、当該舗装部分について、ロードヒーティングが設置されている。 占有者は、ロードヒーティングを使用したことはないとのことである。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件２）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成7年6月9日新築 経過年数：約30年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：クロス貼り等 天 井：クロス貼り等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水衛生、換気設備、給湯器（電気）、暖房設備は灯油FF式ストーブ、IHクッキングヒーター その他：なし
床面積（現況）	延108.05㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：3LDK（別添「建物間取図」参照）
品 等	中 位
保守管理の状態	維持管理の状態は比較的良好と判断した。
建物の利用状況	詳細は現況調査報告書参照
特 記 事 項	1. 本件建物は、建築確認申請がなされ、工事完了検査済証の交付を受けている。 2. 対象建物は、築約30年経過しているが、占有者によれば、対象建物は令和3年頃に、外壁、屋根の塗り替え、壁クロスの貼替、IHクッキングヒーターの設置等のリフォームがなされたとのことである。特記事項としては、以下のとおりである。 ・建物基礎部分の通気口のカバーが一部ついていない。 ・風除室のガラスにひび割れがある。 ・玄関ドアのガラスにひび割れがある。 ・占有者によれば、主として冬期間に、暖房費節約のため、居間上部の吹抜部分（約12.42㎡）に発砲スチロールボードを貼り、吹抜部分をふさいでいるとのことである。

特 記 事 項	3. 建物所有者所有のウッドデッキ（約6.48㎡）がある。当該ウッドデッキについては、損傷が著しく、床板も一部落ちている状態にあり、現況等より経済価値のないものと判断した。 4. 風除室（約5.58㎡）が設置されている。 5. 目視による調査の範囲においては吹付けアスベストの使用の有無等については特に確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

対象土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,000	1.00	270.00	1.00	1,350,000

ア 標準画地価格：

第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは類似地域所在の取引事例価格等を比較考量の上、標準画地価格（ロードヒーティング等を考慮）を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：特になし

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：不要と判断。

(2) 建物価格（物件2）

対象建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	108.05	0.25	4,862,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用して下記のとおり査定した。

耐用年数に基づく方法

観察減価（不要と判断）

$$\frac{40-30}{40} \times (1-0.0) = 0.25$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	1,350,000	0.30	法定地上権	405,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	1,350,000	-405,000	1.0	0.9	0.7	—	590,000
2	4,862,000	405,000	1.0	0.9	0.7	—	3,310,000
一括価格 (合計)							3,900,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：当該地域における中古不動産の市場動向及び第4項の特記事項記載の事項等を勘案し90%と査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし

第 6 参考価格資料

公示地価格（三笠－3）

所 在：三笠市岡山52番27
価 格：5,000円/㎡
位 置：JR函館本線「岩見沢」駅の北東方道路距離約7kmに位置する。
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：264㎡
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：南東側8m市道に接面
用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

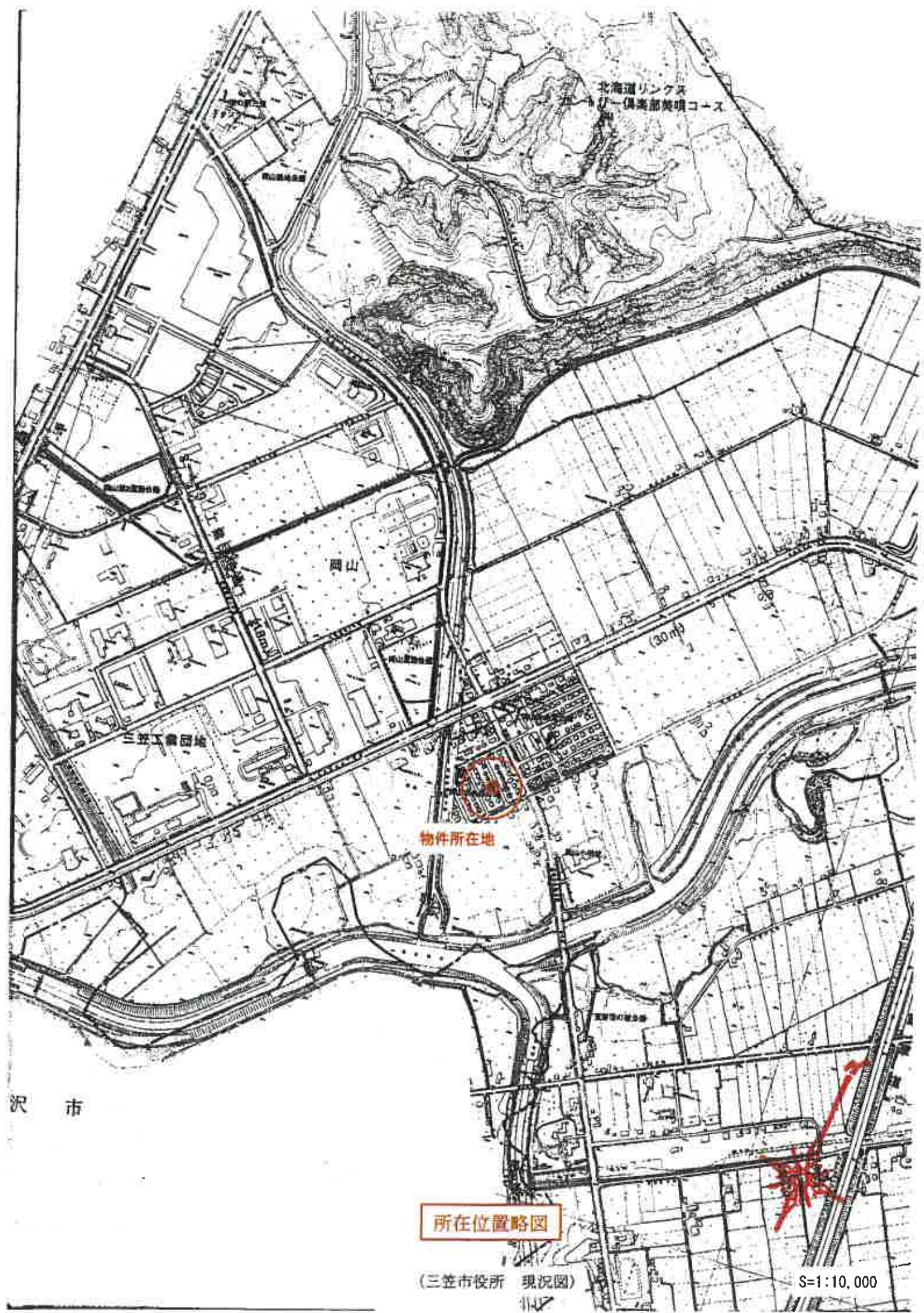
固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 980,100円
物件2 2,044,787円

第 7 附属資料

1	所在位置略図	1 葉
2	公図	1 葉
3	地積測量図	2 葉
4	建物図面・各階平面図	1 葉
5	土地建物位置関係図	1 葉
6	建物間取図	1 葉

以 上



北海道リンクス
グリー倶楽部美瑛コース

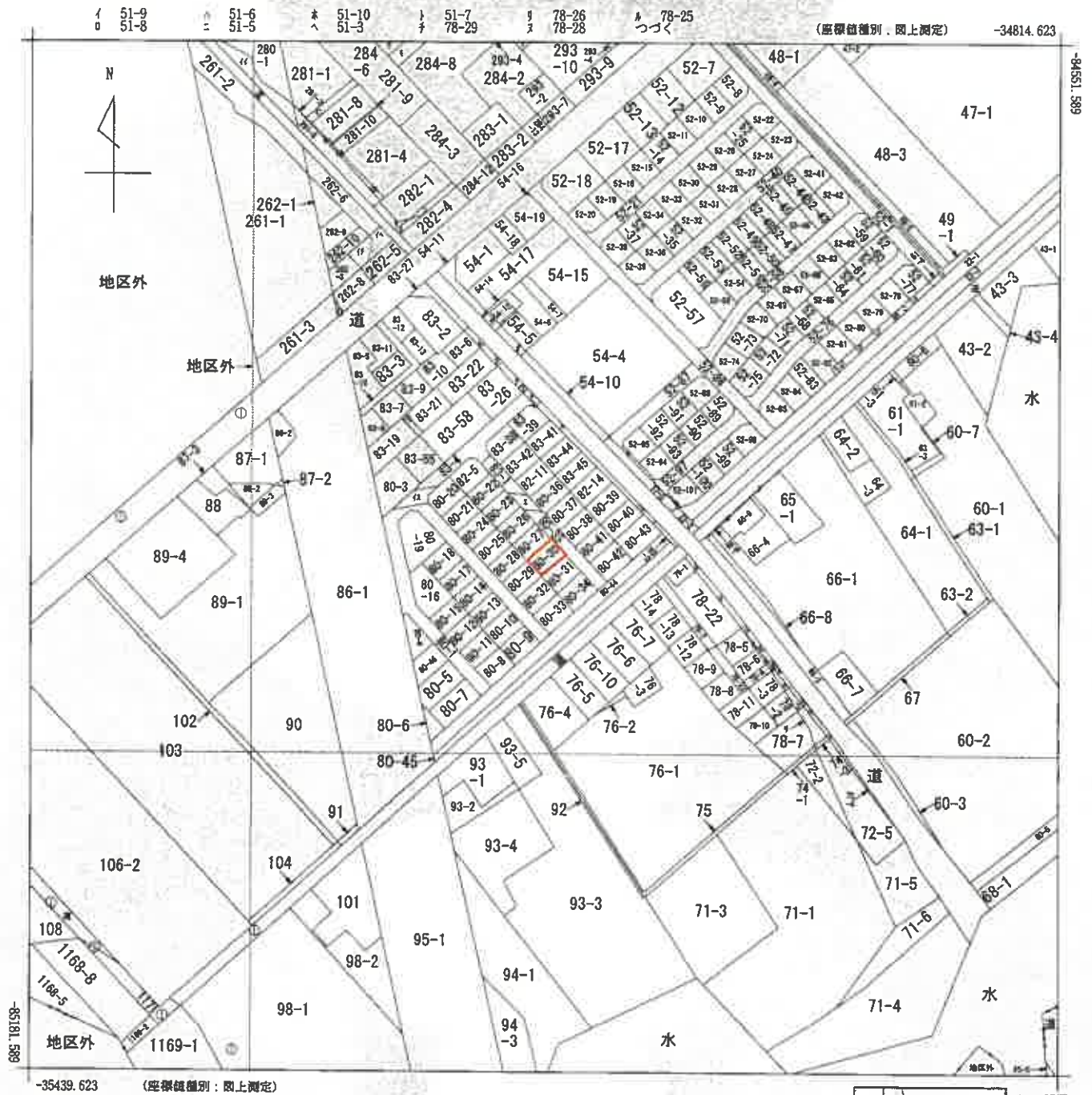
物件所在地

所在位置略図

(三笠市役所 現況図)

S=1:10,000

沢 市



請求部	所在	三笠市岡山				地番	80番30			
出力尺	1/2500	精度区	乙一	座標系又は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和47年2月				備考付年月日(原図)	昭和55年9月1日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局岩見沢支局管轄)

令和7年2月12日

福岡法務局

地図整理番号: M68572

登記官

(1/2)

本図面は、A 3判をA 4判に縮小したものである。

登記年月日：平成5年12月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局若見沢支庁管轄)

令和7年2月12日

福岡法務局

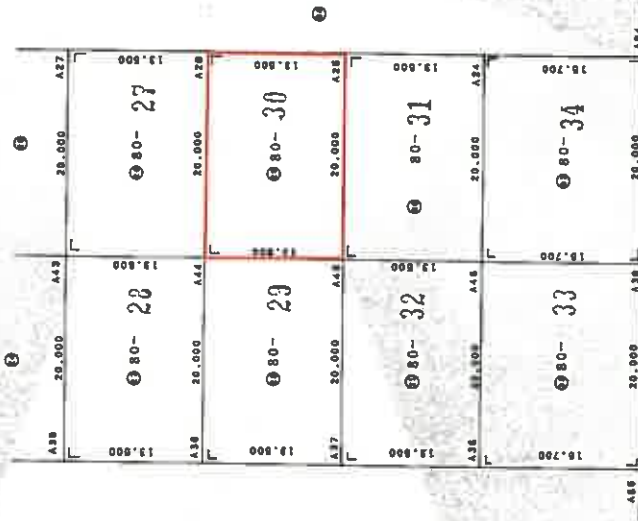
登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

1/1000

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名			
	種類	土地家屋調査士専用線	コンクリート壁	
	既設			
	新設			
与点の種類	イ、公共基準点	ロ、図根点	ハ、登記基準点	ニ、

㊦-㊧部分図



官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

(平成 5 年 12 月 4 日作製)

(札幌土地家屋調査士会用紙)

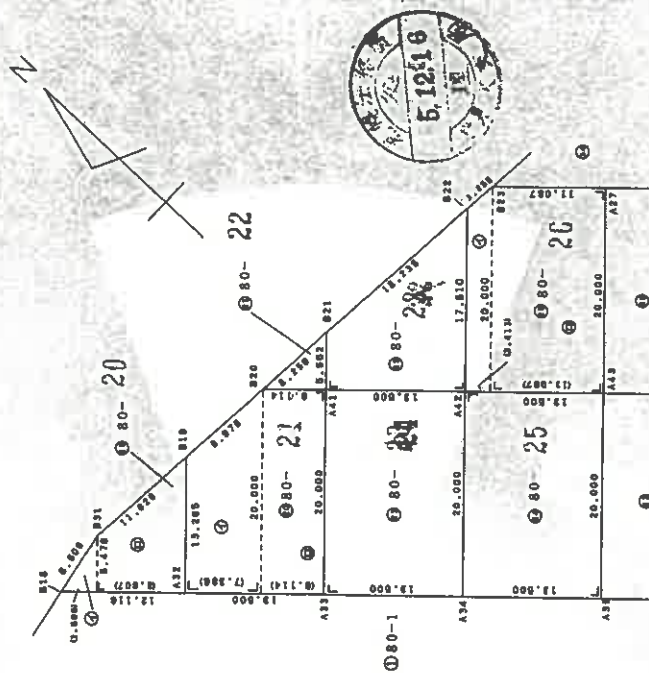
申請人

縮尺 1/500

01301505

地番	80番1・80-3
土地の所在	三笠市岡山

㊦-㊧部分図



MA. 9.

登記年月日：平成5年12月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局若見次官署管轄)
令和7年2月12日 福岡法務局

登記目

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地図整理番号：M68573

(8/8)

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名			
	種類	土地家屋調査士専用欄	コンクリート欄	
	既設			
	新設			
与点の種類	1. 公共基準点	2. 図根点	3. 登記基準点	4.



01301509

80番1. 80番2

土地の所在

三笠市岡山

土地積測量

8/8

③ 80-40 13.500x(6.768+19.026)÷2 = 174.1095000 174 m²
④ 80-41 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑤ 80-42 20.000 x 15.500 = 310.0000000 310 m²
⑥ 80-43 (1) 6.200x(19.026+24.654)÷2 = 135.4080000 366 m²
(2) 8.300x(24.654+25.000)÷2 = 230.8911000
合計 366.2991000
⑦ 80-44 (1) 3.980x(190.331+192.785)÷2 = 764.3164200 1347 m²
(2) 3.010x(192.785+194.468)÷2 = 582.8157650
合計 1347.1321850
⑧ 80-45 197.002x(4.250+4.537)÷2 = 865.5282870 865 m²

③ - ⑤ 合計 3333.0690720

③ - ⑧ 合計 13212.0323160 + 13212.0323

⑨ 80-25 (1) 2.413x(17.810+20.000)÷2 = 45.6177650 267 m²
(2) 11.087 x 20.000 = 221.7400000
合計 267.3577650
⑩ 80-27 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑪ 80-28 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑫ 80-29 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑬ 80-30 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑭ 80-31 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑮ 80-32 20.000 x 13.500 = 270.0000000 270 m²
⑯ 80-33 20.000 x 15.700 = 314.0000000 314 m²
⑰ 80-34 20.000 x 15.700 = 314.0000000 314 m²
⑱ 80-35 8.000x(67.287+58.479)÷2 = 503.0640000 503 m²
⑲ 80-36 2.478 x 2.251 ÷ 2 = 2.7901145 2 m² 79
⑳ 80-37 13.500x(2.251+14.508)÷2 = 113.1300000 113 m²
㉑ 80-38 (1) 6.047x(14.508+20.000)÷2 = 104.3379615 253 m²
(2) 7.453 x 20.000 = 149.0600000
合計 253.3979615
㉒ 80-39 7.453 x 6.768 + 2 = 25.2205520 25 m²



③ - ⑨ 合計 3412.9607930

官公署証明番号	平成 年 月 日
作製者	
申請人	
縮尺	1/

平成5年12月2日作成

(札幌土地家屋調査士会印紙)

8/8

登記年月日：平成7年7月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局若見支店管轄)

令和7年2月12日

福岡法務局

登記官

本図面は、A-3判をA-4判に縮小したものである。

各階平面図

建物図面

05300582

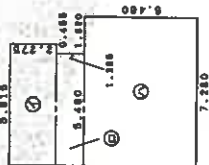
家屋番号

80番30

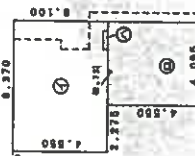
建物の所在

三笠市岡山80番地30

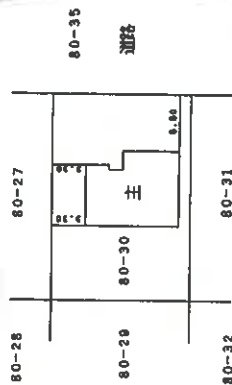
1階



2階



③ 吹抜け分図



作製者

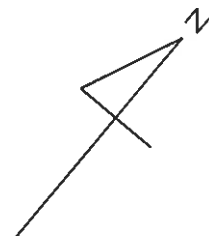
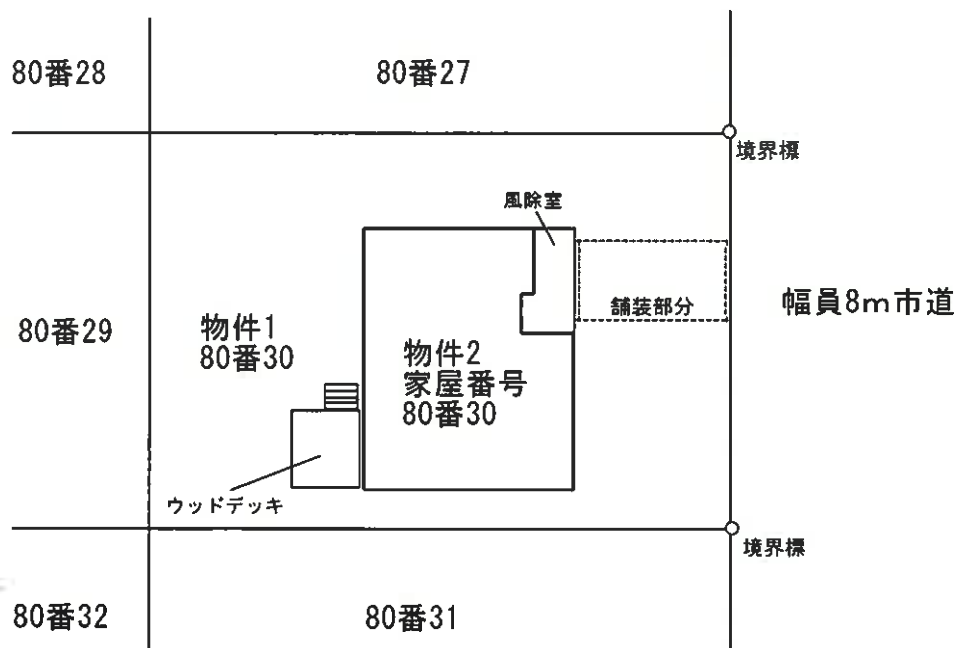
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

土地建物位置関係図

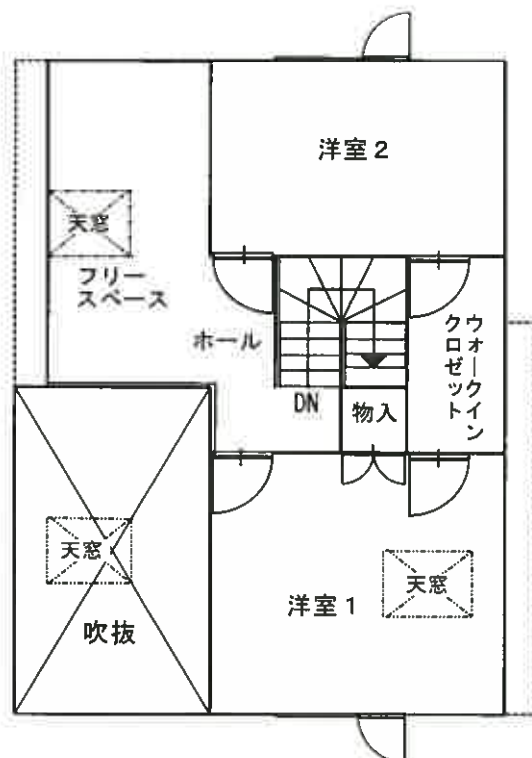


縮尺約 1 : 2 5 0

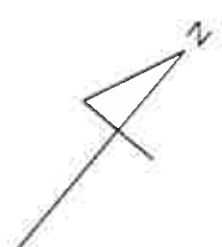
建物間取図



1 階



2 階



縮尺約 1 : 100